別記様式（第9条関係）

上島町中小企業事業継続支援金支給申請書兼請求書

年　　　月　　　日

上島町長　　　　　　　　様

　　　　　　　　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

（法人にあっては名称及び代表者の職氏名）

連絡先

上島町中小企業事業継続支援金の支給を受けたいので、誓約・同意書に記入の上、上島町中小企業事業継続支援金給付要綱第9条の規定により、必要書類を添えて申請・請求します。

１．新型コロナウイルス感染症の影響を受けた内容（別表から選択肢①～⑨を記載）

　　【　　】

２．業種区分

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 以下の該当する業種の番号に〇を記入してください。 |
| * 法人
* 個人
 | １ 製造業　２ 建設業　３ 運輸業　４ 卸売業　５ 小売業　６ 飲食業７ 宿泊業　８ その他（　　　　　　　　　　　　　　）  |

３．申請額（請求額）　　　　　　　　　　　　円 ※以下を確認の上、申請額を記入

下表【D】か上限額(法人（売上高1億円以上）45万円・法人（売上高1億円まで30万円）・個人15万円)の低い方の額

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 5カ月計 |
| 基準期間【A】□平成30年11月～平成31年3月□令和元年11月～令和2年3月□令和2年11月～令和3年3月 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 【C】円 |
| 対象期間【B】令和3年11月～令和4年3月 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 減少率（（A－B）／A） | ％ | ％ | ％ | ％ | ％ |  |
| 支給額計算 | 　　　　　　　　　　－（　　　　　　　円×５）C－（Bのうち減少率20％～29％の月×５） | 【D】円 |

※【D】は1,000円未満切捨て

※令和3年3月以降に開業した方は、【A】について前年月平均売上×５を【C】に記入

※減少率が該当しない月の売上等についても、全て記入してください。

４．受取口座【法人は法人及びその代表者・個人は本人名義以外への支給は不可】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 | 支店名 | 分類 | 口座番号 | 口座名義人 |
|  | 1.銀行　5.農協2.金庫　6.漁協3.信組　7.信漁連4.信連 | 　　　 本・支店　　　 　本・支所　　　　 　出張所 | 1 普通2 当座 |  |  |  |  |  |  |  | (ﾌﾘｶﾞﾅ) |
|  |
| 店番号 |  |

５．必要書類

|  |  |
| --- | --- |
| 書類名 | チェック欄 |
| 基準期間の売上高（３．A欄）を確認できる書類（確定申告書の写し等） |  |
| 対象期間の売上高（３．B欄）を確認できる書類（確定申告書の写し又は売上帳簿等） |  |
| 誓約・同意書（６．誓約・同意書に記入） |  |
| 受取口座の通帳の写し（通帳の表面と通帳を開いた1,2ページ） |  |
| 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等） |  |

６．誓約・同意書

（１）以下の要件に該当します。

ア　町内に本社（個人事業主の場合は住所）を有するもの

イ　町税を滞納していない者

ウ　農林漁業事業者でない者（法人を除く。）

エ　上島町農林漁業者事業継続支援金事業による支援金を受けていない者

オ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条

第２号から第６号までに規定する暴力団の構成員等でない者

　　カ　政治団体でない者

　　キ　宗教上の組織又は団体でない者

（２）支援金の支給後、以下に該当する等支給要件に該当しないことが判明した場合に

　 は、支援金の全部又は一部を返還します。

ア　支給決定後６月以内に、第５条第１項各号に該当しなくなったとき。

イ　偽りその他不正の手段により支援金の支給決定を受けたとき。

ウ　その他この要綱の規定に違反したと認められるとき。

エ　町長が支援金を支給することが適当でないと認めたとき。

（３）支援金の支給審査のために必要があるときは、税等の公簿を確認することや、その他必要な資料を行政機関等に求めることに同意します。また、公簿等で確認することができない場合は、関係書類の提出を行います。

　以上について、同意します。

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　㊞